

見附市の住宅関連補助金・税制度のご案内

— 見附市内で住宅の建設や改修をお考えの人に役立つ情報 —



このパンフレットは概要を掲載しています。
利用にあたっては、必ず事前に問合せ先へご確認ください。

— 見附市 —



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

見附市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

SDGs とは

国連サミットで採択された世界共通の持続可能な開発目標の略。2019年、見附市は「SDGs 未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に選ばれました。



住宅建設や改修の補助を受けたい

1. 住宅取得補助金	
(1)新築住宅取得補助金	1
(2)中古住宅取得補助金	1
2. 断熱改修等リフォーム事業補助金	2
3. 浄化槽設置整備事業補助金	3
4. 浄化槽維持管理補助金	4
5. すまい給付金	5



環境に配慮した住宅にしたい・暖かい住宅にしたい

6. 新エネルギー導入促進事業補助金	6
7. 生ごみ処理機器購入費補助金	7
8. グリーン住宅ポイント	8
9. 長期優良住宅化リフォーム推進事業	8
10. 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	9
11. 吹付けアスベスト対策補助金	10



地震に耐えられる住宅にしたい・防災を考えた住宅にしたい

12. 木造住宅の耐震関係補助金	
(1)耐震診断費補助金	11
(2)耐震設計費補助金	12
(3)耐震改修費補助金	13
13. がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	14
14. ブロック塀等撤去補修事業補助金	15



バリアフリー化した住宅にしたい

- 15. 高齢者及び障害者向け住宅整備補助金16
- 16. 障害者日常生活用具給付事業(住宅改修)17
- 17. 介護保険・住宅改修18



住宅建設等にかかわる税制度を知りたい

- 18. 固定資産税の軽減措置
 - (1)新築住宅 19
 - (2)長期優良住宅 20
 - (3)耐震改修 21
 - (4)バリアフリー改修 22
 - (5)省エネ改修 23
 - (6)長期優良住宅化改修 24
- 19. 不動産取得税の控除
 - (1)不動産取得税が軽減される住宅(特定適用住宅) 26
 - (2)不動産取得税が軽減される住宅(認定長期優良住宅) 26
- 20. 住民税の控除
 - (1)住宅借入金等特別税額控除(平成21年から令和3年までに入居の人) 27
- 21. 所得税の控除
 - (1)(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(住宅ローン減税) 28
 - (2)住宅耐震改修特別控除 29
 - (3)住宅特定改修特別税額控除 29
 - (4)認定住宅新築等特別税額控除 30



1. 住宅取得補助金

(1) 新築・建売住宅取得補助金

定住人口の増加、健幸住宅の建設促進を目的として、見附市外からの転入者及び見附市に転入して2年以内の人で、新築住宅または建売住宅を取得する人に補助します。原則、新築の場合は工事請負契約前に、建売の場合は売買契約前に申請してください。

対象者	見附市立地適正化計画に定める「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」に新築住宅又は建売住宅を取得する転入者で次の要件を満たす人 ①転入前の住所地における市税等の滞納がない人 ②見附市に定住する意思がある人 ③見附市定住促進・健幸住宅取得判定基準及びウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドライン（ウエルネスタウン地区地区計画内の場合に限る）を満たす住宅を取得する人
対象住宅	自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室、玄関及び収納設備を有する延べ床面積が75㎡以上の一戸建ての住宅
補助金額	上限50万円 ※ただし、住宅取得に要した費用が50万円未満の場合は、住宅取得に要した費用の額を限度とする（千円未満切捨て）
受付期間	令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで

(2) 中古住宅取得補助金

住替え促進、定住人口の増加を目的として、見附市内・見附市外の人で、中古住宅を取得される人に補助します。原則、売買契約前に申請してください。

対象者	見附市立地適正化計画に定める「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」に中古住宅を取得する人で次の要件を満たす人 ①過去のこの補助金の交付を受けたことがない人 ②市税の滞納がない人（転入者の場合は転入前の住所地における市区町村税の滞納がない人） ③本市に定住する意思を有する人
対象住宅	自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室、玄関及び収納設備を有する延べ床面積が75㎡以上の一戸建ての中古住宅
補助金額	上限30万円 ※ただし、住宅取得に要した費用が30万円未満の場合は、住宅取得に要した費用の額を限度とする（千円未満切捨て）
受付期間	令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで

※住宅取得においてフラット35地域連携型を利用予定の方はご相談ください。

問合せ

見附市 建設課 TEL:0258-62-1700(内線 250) FAX:0258-63-5775



2. 断熱改修等リフォーム事業補助金

市民の健康増進及び健康住宅の普及を目的に、市内施工業者を通じてヒートショック対策につながるリフォーム工事を実施する場合、その経費の一部を補助します。工事着工前に申請してください。

対象建物 及び 対象者	<p>①一戸建て住宅（併用住宅の居住部分を含む）</p> <ul style="list-style-type: none">ア 住宅の居住者イ 定住目的で中古住宅を取得しリフォームする人 <p>②一戸建て賃貸住宅（長屋、共同住宅は除く）</p> <ul style="list-style-type: none">ア 住宅に居住者イ 定住目的でリフォーム後に居住する人ウ 住宅の所有者 <p>③集合住宅</p> <ul style="list-style-type: none">ア 住宅の所有者かつ居住者 <p>※いずれも市税等の滞納がなく、工事を実施する住宅に住宅火災警報器、門灯又は玄関灯を既に設置し、又は工事に合わせて設置することが条件です。</p> <p>※見附市外に居住している賃貸住宅の所有者以外は見附市への住民登録が条件です。</p> <p>※過去利用分（一般リフォーム及び断熱改修等リフォーム）を通算して住宅ごとに最大2回まで利用できます。</p>
対象工事	<p>市内施工業者を通じて行うヒートショック対策につながる（1）から（4）のいずれかを行い、これに併せて（5）を実施する20万円以上のリフォーム工事</p> <ul style="list-style-type: none">（1）窓の断熱改修工事（2）外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事（3）浴室等暖房機設置工事（4）床暖房設置工事（5）（1）から（4）のいずれかに併せてスマートウェルネス住宅リフォーム工事（従来の一般リフォーム工事）。
補助金額	対象工事費の20%（上限20万円）
受付期間	令和3年4月12日（月）から令和3年9月30日（木）まで ※令和3年12月28日（火）までに実績報告書を提出してください。

問合せ

見附市 建設課 TEL:0258-62-1700(内線 250) FAX:0258-63-5775



3. 浄化槽設置整備事業補助金

生活排水による公共水域の水質汚濁の防止や生活環境の向上のため、合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付します。

対象者	浄化槽整備区域に居住し、又は居住を予定する人
対象建物	浄化槽整備区域に存する住宅や事業所
対象工事	浄化槽設置工事
補助金額	設置工事費から31万円差し引いた額と補助金限度額を比較して少ない方の額とする。 補助金限度額 ① 5人槽 750,000円 ② 6～7人槽 1,020,000円 ③ 8～10人槽 1,160,000円 ④ 11～20人槽 2,200,000円 ⑤ 21人槽以上 3,560,000円
受付期間	申請受付開始日は要問合せ

問合せ

見附市 上下水道局 TEL:0258-62-1700(内線 202) FAX:0258-62-2355



4. 浄化槽維持管理補助金

生活排水による公共水域の水質汚濁の防止や生活環境の向上のため、合併処理浄化槽の維持管理費に対して補助金を交付します。

対象者	浄化槽整備区域内に設置されている合併処理浄化槽の浄化槽管理者
対象建物	浄化槽整備区域に存する住宅や事業所
対象工事	合併処理浄化槽の維持管理費
補助金額	人槽区分ごとの補助金限度額と当該年度内の保守点料及び法定検査手数料の合計金額を比較して少ない方の額とする。 補助金限度額 ① 5人槽 20,400円 ② 6～7人槽 22,400円 ③ 8～10人槽 25,400円 ④ 11～20人槽 28,400円 ⑤ 21～30人槽 38,000円
受付期間	申請受付開始日は要問合せ ※保守点検等の維持管理が終了した時点での申請となるため、毎年2月頃対象者に対して、市より申請受付の案内をしています。

問合せ

見附市 上下水道局 TEL:0258-62-1700(内線 202) FAX:0258-62-2355



5. すまい給付金

すまい給付金は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担をかなりの程度緩和するために創設した制度です。住宅ローン減税は、支払っている所得税等から控除する仕組みであるため、収入が低いほどその効果が小さくなります。すまい給付金制度は、住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、住宅ローン減税とあわせて消費税率引上げによる負担の軽減をはかるものです。このため、収入によって給付額が変わる仕組みとなっています。

所管省庁	国土交通省
事業概要	消費税率の引上げによる住宅取得者の負担を緩和するための給付金
補助額	上限 50 万円 ※詳しくはホームページをご確認ください。
対象	注文住宅を新築した場合：令和 3 年 9 月 30 日までに契約したもの
受付期間	詳しくはホームページをご確認ください。

問合せ

すまい給付金事務局 TEL:0570-064-186



6. 新エネルギー導入促進事業補助金

地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量の削減及び新エネルギーの導入を促進するため、住宅に新エネルギー活用システムを設置する経費に対して、補助金を交付します。工事着工前に申請してください。

対象者	①市内に住所を有する者又は市内に住所を有する目的で住宅を求めようとする者で、自ら居住する住宅（新築、既存）で使用するために当該システムを新たに設置する者。 ②設置する建築物の敷地及び建物等に建築基準法等の違反がないこと。 ③補助金の交付申請をした年度内に当該システムの設置を完了し、補助金交付請求ができること。 ④設置後の2年間、当該システムの運転等に係る稼働状況を報告すること。 ⑤当該システムは未使用であること。 ⑥市税を滞納していない者
対象建物	①専用住宅及び住宅の床面積が2分の1以上ある店舗等併用住宅。
対象工事	①太陽光発電システム：住宅の屋上等で太陽光を利用して発電する装置等をいう。 ②太陽熱利用システム：住宅の屋上等で太陽熱を利用して温水をつくり、給湯暖房等に用いる温水器をいう。 ③エネファームシステム：LPガス・灯油等を燃料とし、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成されるシステムで、発電時の排熱を住宅において給湯に利用する設備をいう。 ④ペレットストーブシステム：住宅において木製ペレットを燃料として使用する暖房装置をいう。
補助金額	①太陽光発電システム 1kwあたり7万円 上限は28万円 ②太陽熱利用システム 費用の10% 上限は3万円 ③エネファームシステム 費用の3分の1 上限は30万円 ④ペレットストーブシステム 費用の3分の1 上限は5万円 ※補助件数は、予算の範囲内となります。
受付期間	令和4年3月31日（木）まで（内容については要問合せ）

問合せ

見附市 市民生活課 TEL:0258-62-1700(内線172) FAX:0258-62-7062



7. 生ごみ処理機器購入費補助金

ごみとして排出される生ごみの堆肥化・減量化及び市民の環境意識の高揚を図ることを目的に、生ごみ処理機器を購入する際、その経費の一部を補助します。購入前に申請いただく機器と、購入後に申請できる機器があります。

対象者	①市内に住所を有し、かつ、居住している者 ②家庭で機器を設置し、適切に管理できる者
対象機器	①コンポスト容器 ②EMボカシ容器 ③電動生ごみ処理機 ※ただし、補助金交付対象となる機器の台数は、1世帯につきコンポスト容器及びEMボカシ容器は品目毎に2台、電動生ごみ処理機は1台まで。
補助申請	コンポスト容器・EMボカシ容器については、購入後に領収書を添付して申請していただきます。 電動生ごみ処理機については、見積書を添付して購入前に申請していただきます。
補助金額	対象機器購入費の50%（100円未満切り捨て） ※ただし、コンポスト容器・EMボカシ容器については3,500円、電動生ごみ処理機は30,000円が補助限度。
受付期間	令和4年3月31日（木）まで（内容については要問合せ）

問合せ

見附市 市民生活課 TEL:0258-62-1700(内線 172・173) FAX:0258-62-7062



8. グリーン住宅ポイント

グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資の喚起を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図るため、一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、「新たな日常」及び「防災」に対応した追加工事や様々な商品と交換できるポイントを発行する制度です。

所管省庁	国土交通省
事業概要	グリーン住宅ポイントによる環境対応等住宅需要喚起対策事業
補助額	住宅の新築（持家）の場合 ①高い省エネ性能等を有する住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅、ZEH）：40万Pt/戸（基本） ②省エネ基準に適合する住宅（断熱等級4かつ一次エネ等級4以上を満たす住宅）：30万Pt/戸（基本） ※詳しくはホームページをご確認ください。
受付期間	令和3年3月29日（月）～令和3年10月31日（日） （詳しくはホームページをご確認ください）

問合せ

グリーン住宅ポイント事務局 TEL:0570-550-744

9. 長期優良住宅化リフォーム推進事業

質の高い住宅ストックの形成及び子育てしやすい環境の整備を図るため、既存住宅の長寿命化や三世帯同居など複数世帯の同居の実現に資するリフォームを推進することを目的とした事業です。

所管省庁	国土交通省
事業概要	既存住宅のリフォームによる省エネルギー性能や耐久性等に優れた良質な住宅ストックの形成及び三世帯同居がしやすい環境の整備に係る補助
補助額	補助率 1/3 ①長期優良住宅（増改築）認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合 上限 100万円 ②長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合 上限 200万円 ③②のうち、更に省エネルギー性能を高めた場合 上限 250万円 ※三世帯同居とする場合には上記の上限額に 50万円加算。 ※詳しくはホームページをご確認ください。
受付期間	令和3年11月30日（火）まで（詳しくはホームページをご確認ください）

問合せ

長期優良住宅化リフォーム評価室事務局 TEL:03-5805-0533



10. 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

住宅における省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進する観点から、既存住宅の省エネ化に資する高性能建材を用いた住宅の断熱改修を支援するものです。

所管省庁	経済産業省
事業概要	住宅等の省エネ化を推進するため、高性能なガラス、窓、断熱材等を用いた断熱改修費用に対する補助
補助額	補助対象経費の 1/3 以内で上限 120 万円 ※詳しくはホームページをご確認ください。
受付期間	詳しくはホームページをご確認ください。

問合せ

公益財団法人北海道環境財団 TEL:011-206-1573



11. 吹付けアスベスト対策補助金

既存建築物の壁、柱、天井に吹付けられたアスベストの拡散による健康障害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的として、建築物の所有者や管理者が行うアスベストの除去等に要する費用の一部を補助します。工事着工前に申請して下さい。

対象者	対象建築物の所有者または管理者で、市税等の滞納がないこと
対象住宅	市内に存する民間建築物
補助金額	下表のとおり
受付期間	分析調査：令和3年4月12日（月）から令和3年11月26日（金）まで 除去等：令和3年4月12日（月）から令和3年8月31日（火）まで ※令和3年12月10日（金）までに実績報告書を提出してください。

表 補助金額

事業種別	対象経費	補助金額
分析調査	建材のアスベスト含有の有無を調査する分析機関に支払う経費	経費の額 (上限 25 万円)
除去等	アスベストを含んだ建材の除去等の措置を実施する施工業者に支払う経費	経費の 3 分の 2 (上限 150 万円)

問合せ

見附市 建設課 TEL:0258-62-1700(内線 250) FAX:0258-63-5775



12. 木造住宅の耐震関係補助金

(1) 耐震診断費補助金

診断希望者が見附市に耐震診断を申し込み、耐震診断にかかった費用を診断士に全額支払った後、市から診断希望者に対し補助します。

対象者	市内に補助対象となる木造住宅の所有者または居住者で市税等の滞納がない人
対象住宅	①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ②主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外（高床式については、高床の部分は対象外） ③併用住宅は過半以上が居住部分である住宅
耐震診断	耐震診断とは、壁の配置や建物の傷み具合を目視により調査し、その建物に必要な強さと現在実際に持っている強さを比較し、評価します。
補助金額	下表のとおり
受付期間	令和3年4月12日（月）から令和3年11月26日（金）まで ※令和3年12月10日（金）までに実績報告書を提出してください。

表 補助金額

延べ面積	診断費用	補助金額 (限度額)	自己負担額
70㎡以下	70,000円	60,000円	10,000円
70㎡を超え175㎡以下	80,000円	70,000円	
175㎡を超える	100,000円	90,000円	

※診断費用は（社）新潟県建築士会長岡支部見附ブロック会との協定金額を参考として示しています。

問合せ

見附市 建設課 TEL:0258-62-1700(内線 250) FAX:0258-63-5775



(2)耐震設計費補助金

木造住宅の耐震設計費用の一部を市が補助するものです。事業着手前に申請が必要です。

対象者	補助対象となる木造住宅の所有者で市税等の滞納がない人
対象住宅	①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅 ②主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外（高床式については、高床の部分は対象外） ③併用住宅は過半以上が居住部分である住宅
対象事業	次のアからウのいずれかの工事に必要な耐震設計が対象 ア 全部改修工事 イ 部分耐震改修工事 ウ 部分耐震改修後の全体改修工事
補助金額	設計に要する費用の2分の1 (上限10万円)
受付期間	令和3年4月12日(月)から令和3年11月26日(金)まで ※令和3年12月10日(金)までに実績報告書を提出してください。

問合せ

見附市 建設課 TEL:0258-62-1700(内線250) FAX:0258-63-5775



(3) 耐震改修費補助金

木造住宅の耐震改修工事費用の一部を市が補助するものです。工事着手前に申請が必要です。

対象者	補助対象となる木造住宅の所有者で市税等の滞納がない人
対象住宅	①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅 ②主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外（高床式については、高床の部分は対象外） ③併用住宅は過半以上が居住部分である住宅
補助金額	表 1 のとおり ※高齢者（65 歳以上）または障害者を含む世帯の方は表 2 の工事も対象
受付期間	令和 3 年 4 月 12 日（月）から令和 3 年 11 月 26 日（金）まで ※令和 3 年 12 月 10 日（金）までに実績報告書を提出してください。

表 1 補助金額

工事の区分	補助額	工事内容
全体改修工事	耐震改修に要した費用の 3 分の 2（上限 65 万円）	基礎や壁等を補強し改修後の上部構造評点を 1.0 以上とする工事
シェルター補強工事	シェルター補強に要した費用の 3 分の 2（上限 30 万円）	上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅に耐震シェルター等を 1 階部分に設置等する工事

表 2 補助金額（高齢者または障害者を含む世帯のみ）

工事の区分	補助額	工事内容
シェルター補強工事	シェルター補強に要した費用の 9 分の 8（上限 40 万円）	上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅に耐震シェルター等を 1 階部分に設置等する工事
部分耐震改修	耐震改修に要した費用の 9 分の 8（上限 40 万円）	上部構造評点が 0.7 未満と診断された住宅を 0.7 以上または 2 階建て住宅の 1 階を 1.0 以上とする工事
部分耐震改修後の全体改修	耐震改修に要した費用の 3 分の 2（上限 25 万円）	部分耐震改修を実施した住宅の上部構造評点を 1.0 以上とする工事

問合せ

見附市 建設課 TEL:0258-62-1700(内線 250) FAX:0258-63-5775



13. がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

がけ地の崩壊等の恐れがある区域に建っている住宅を安全な場所に移転することを促進するため、危険住宅の除却費と新たな住宅の建設費等に対し補助します。

対象者	対象となる危険住宅の移転を行う人で、市税を完納している人
対象建物	①災害危険区域の住宅 (新潟県建築基準条例第6条で指定した区域) ②建築を制限しているがけ付近の区域の住宅 (新潟県建築基準条例第8条で指定した区域) ③土砂災害特別警戒区域の住宅 (新潟県知事が指定した区域 平成24年度より対象) ※住宅を建築した時期などに制限があります。詳細はお問い合わせ下さい。
対象事業	①危険住宅の除却等に要する費用 ②危険住宅に代わる住宅の建設、購入又は改修に要する費用 ※住宅の建設等のため金融機関等から融資を受けた借入金の利子相当額が対象です。
補助限度額	①危険住宅の除却 975,000 円 ②危険住宅に代わる住宅の建設、購入又は改修 (利子補給) 建物 3,250,000 円、土地 960,000 円
受付期間	令和3年5月31日(月)まで

問合せ

見附市 建設課 TEL:0258-62-1700(内線 245) FAX:0258-63-5775



14. ブロック塀等撤去補修事業補助金

これまでの震災や大阪府北部を震源とする地震による被害を教訓とし、ブロック塀等の倒壊による通行人の安全を確保し、災害に強いまちづくりを推進するため、市内に存する危険なブロック塀等の撤去又は補修を行う場合、その経費の一部を補助します。工事着工前に申請してください。

対象者	市内に存するブロック塀等の所有者又は管理者 ※市税等の滞納がないことが条件です。
対象工事	道路等に面する建築基準法に適合しないブロック塀等で、次の1又は2のいずれかの工事を市内施工業者に発注して行うもの (1) 全て撤去する工事 (基礎部分を除く) (2) 建築基準法施行令の規定に適合するように補修又は一部撤去する工事
補助金額	個人が所有または管理する場合は費用の3分の2 (上限15万円) 法人その他団体が所有または管理する場合は費用の2分の1 (上限10万円)
受付期間	令和3年4月12日(月)から令和3年11月26日(金)まで ※令和3年12月10日(金)までに実績報告書を提出してください。

問合せ

見附市 建設課 TEL:0258-62-1700(内線250) FAX:0258-63-5775



15. 高齢者及び障害者向け住宅整備補助金

高齢者及び障害者が住み慣れた住宅で安心して自立生活を送るため、また、介護者の負担を軽減するために住環境を整備します。工事着工前に申請してください。

対象者	市内に居住し、次の（１）（２）のいずれかに該当する人。 （ただし、世帯全員の前年収入額の合計が 600 万円以上の場合は対象になりません。） （１） おおむね 65 歳以上で、介護保険において要支援、要介護認定を受けている人。 （２） 身体障害者手帳 1、2 級または療育手帳 A の交付を受けている人で一定の要件に該当する場合。
対象建物	対象者またはその親族の持ち家で、対象者が居住する既存の住宅が対象です。増改築を含み、全面的な建て替えは対象になりません。
対象工事	①玄関、居室または廊下等の改造（段差の解消、手すりの設置） ②浴室、トイレの改造（段差の解消、手すりの設置、和式トイレから洋式トイレへの変更） ③段差解消機、階段昇降機またはホームエレベーターの設置。
補助金額	（１）対象工事に要した額に次の補助率を乗じた額（上限あり） ・生活保護世帯…10/10 ・所得税非課税世帯…3/4 ・所得税課税世帯…1/2 （２）上限金額 ①要支援以上の認定者…30 万円 ②身体障害者手帳 1、2 級または療育手帳 A の交付を受けている人で一定の要件に該当する場合…50 万円（障害者日常生活用具給付事業住宅改修費の給付対象に該当する場合は、30 万円になります。） ※介護認定を受けている人は、介護保険を利用した住宅改修が優先となり、対象経費から介護保険利用分を引いた残りの費用を補助対象とします。
受付期間	令和 3 年 4 月 1 日（木）～令和 4 年 3 月 31 日（木）

問合せ

見附市 健康福祉課 TEL:0258-61-1350(内線 205) FAX:0258-62-7052



16. 障害者日常生活用具給付事業(住宅改修)

障害者が現在居住している住宅の住環境改善のために住宅改修を行う費用を給付します。

工事着工前に申請してください。

対象者	(1) 身体障害者手帳の下肢不自由、体幹不自由又は脳原生移動機能障害 1～3 級の人 (2) 難病患者等で、下肢又は体幹機能に(1)と同程度の障害がある人 ・ 特殊便器の取替えは上肢 2 級以上の人に限ります ・ 65 歳以上の人及び特定疾病に該当する 40 歳～64 歳の方は、介護保険が優先となります。
対象建物	障害者が、居住している住宅。新築工事は除きます。
対象工事	①手すりの取り付け ②段差の解消 ③床材の変更(すべり防止・移動を円滑にするためのもの) ④扉の取替え(引き戸への変更など) ⑤和式便器から洋式便器などへの取替え ⑥①～⑤の工事に附帯して必要となる工事
補助金額	市民税課税世帯：対象工事費(限度額 20 万円)の 9 割 市民税非課税世帯：対象工事費(限度額 20 万円)の全額
受付期間	令和 3 年 4 月 1 日(木)～令和 4 年 3 月 31 日(木)

問合せ

見附市 健康福祉課 TEL:0258-61-1350(内線 220) FAX:0258-62-7052



17. 介護保険・住宅改修

在宅での生活を暮らしやすくするために、住宅の改修費用を支給します。工事着工前に申請してください。

対象者	要支援又は要介護と認定された人
対象建物	補助対象者が居住している住宅
対象工事	① 手すりの取り付け ② 段差の解消（通路等の傾斜の解消） ③ 床材の変更（滑り防止・移動円滑化等のためのもの） ④ 扉の取替え（引き戸等への変更・新規設置、扉の撤去含む） ⑤ 和式便器から洋式便器などへの取替え（便器の位置・向きの変更含む） ⑥ その他①～⑤の工事に付帯して必要となる工事
補助金額	対象工事費（支給対象限度額 20 万円）の 7 割から 9 割
受付期間	令和 3 年 4 月 1 日（木）～令和 4 年 3 月 31 日（木）

問合せ

見附市 健康福祉課 TEL:0258-61-1350(内線 212) FAX:0258-62-7052



18. 固定資産税の軽減措置

(1) 新築住宅

新築住宅の固定資産税が一定期間減額されます。

対象建物	令和4年3月31日までに新築された住宅のうち一定の基準を満たす住宅
対象要件	①専用住宅（アパート含む）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の2分の1以上） ②居住部分の床面積が50㎡（一戸建以外のアパートにあつては1区画あたり40㎡）以上280㎡以下 ③車庫等の附属建物を同年（あるいは住宅の軽減期間中）に新築するとそれも含めて面積判定
軽減内容	当該住宅に係る固定資産税額のうち、居住部分の床面積120㎡までの税額が2分の1に減額
軽減期間	新築後3年間 （3階建以上の中高層耐火住宅等は5年間）
提出書類	市税に係る土地・家屋所有者の届出書

問合せ

見附市 税務課 TEL:0258-62-1700(内線 127・129) FAX:0258-62-7062



(2)長期優良住宅

長期優良住宅の認定を受けて建てられた住宅の固定資産税が一定期間減額されます。

対象建物	平成 21 年 6 月 4 日から令和 4 年 3 月 31 日までに新築された住宅のうち一定の基準を満たす長期優良住宅と認定された住宅 (前記「新築住宅に対する固定資産税の減額措置」に替えて適用されます。)
対象要件	①専用住宅(アパート含む)や併用住宅であること(併用住宅については、居住部分の割合が全体の2分の1以上のもの) ②居住部分の床面積が50㎡(一戸建以外のアパートにあつては1区画あたり40㎡)以上280㎡以下 ③車庫等の附属建物を同年(あるいは住宅の軽減期間中)に新築するとそれも含めて面積判定
軽減内容	当該住宅に係る固定資産税額のうち、居住部分の床面積120㎡相当の税額が2分の1に減額
軽減期間	新築後5年間 (3階建以上の中高層耐火住宅等は7年間)
提出書類	① 市税に係る土地・家屋所有者の届出書 ② 長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書 ③ 長期優良住宅認定通知書のコピー

問合せ

見附市 税務課 TEL:0258-62-1700(内線 127・129) FAX:0258-62-7062



(3)耐震改修

昭和 57 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅について、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を施した住宅の固定資産税が減額されます。

対象建物	<p>昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅</p> <p>※併用住宅の場合は、居住部分のみが対象</p> <p>※母屋（専用住宅）とその附属家が別棟の場合で、そのいずれか（昭和 57 年 1 月 1 日以前建築）について耐震改修を行った結果、残りの家屋も含めて耐震改修適合住宅になる場合は、母屋（専用住宅）とその附属家すべてが対象</p> <p>※新築住宅軽減、バリアフリー改修軽減、省エネ改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。</p>
対象要件	<p>①専用住宅（アパート含む）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の 2 分の 1 以上のもの）</p> <p>②現行の耐震基準に適合する耐震改修であること</p> <p>③耐震改修に要した費用の額が 1 戸当たり 50 万円を超えるもの（ただし、平成 25 年 3 月 31 日までに改修工事の契約がされている場合は、30 万円以上のもの）</p>
減額内容	<p>耐震改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（1 戸当たり床面積が 120 m² を超える場合は、120 m²相当分まで）の 2 分の 1 を減額</p>
軽減期間	<p>① H18.1.1～H21.12.31 までの間に耐震改修が完了 工事完了の翌年度から 3 年間</p> <p>② H22.1.1～H24.12.31 までの間に耐震改修が完了 工事完了の翌年度から 2 年間</p> <p>③ H25.1.1～R4.3.31 までの間に耐震改修が完了 工事完了の翌年度から 1 年間</p>
提出書類	<p>① 耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書</p> <p>② 工事契約書等の契約日が確認できる書類</p> <p>③ 次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関が発行する「増改築等工事証明書」 ・ 登録住宅性能評価機関が発行する「住宅性能評価書」および改修工事に係る明細書（工事の内容及び費用の確認ができるもの）、領収書（工事費用を支払ったことを確認できるもの） <p>※以上を改修工事完了後 3 ヶ月以内に申告、提出してください。</p>

問合せ

見附市 税務課 TEL:0258-62-1700(内線 127・129) FAX:0258-62-7062



(4) バリアフリー改修

高齢者、障がい者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った住宅の固定資産税が減額されます。

対象建物	<p>建築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く） （例：H29.2.1改修→H20.1.1建築以前が該当）</p> <p>※併用住宅の場合は居住部分のみが対象 ※一度減額された住宅は、再度の減額対象となりません。 ※新築住宅軽減、耐震改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。</p>
対象要件	<p>①専用住宅（賃貸住宅を除く）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の2分の1以上のもの）</p> <p>②次のいずれかの者が居住する住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方（減額措置を受ける年度の賦課期日現在） ・要介護認定又は要支援認定を受けている方 ・障がい者 <p>③次に該当する工事を行い、国または地方公共団体からの補助金等を除いた自己負担額が1戸あたり50万円を超えるもの（ただし、平成25年3月31日までに改修工事の契約がされている場合は、30万円以上のもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廊下の拡幅、手すりの取付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸への取替え、便所の改良、床表面の滑り止め化 <p>④平成30年4月1日以降の工事完了の場合は改修後の住宅床面積が50㎡以上280㎡以下のもの（ただし、平成28年4月1日以降の工事完了の場合は改修後の住宅床面積が50㎡以上のもの）</p>
減額内容	<p>バリアフリー改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（1戸当たり100㎡相当分まで）の3分の1を減額</p> <p>※省エネ改修軽減との併用可能（この場合はそれぞれ税額の3分の1を減額、あわせて3分の2を減額）</p>
軽減期間	工事完了の翌年度から1年間
提出書類	<p>①バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書</p> <p>②改修工事に係る明細書（工事の内容及び費用の確認ができるもの）、改修工事箇所の写真、領収書（工事費用を支払ったことを確認できるもの）</p> <p>③該当する場合は以下の書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の被保険者証（要介護又は要支援認定をうけている方の場合） ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等（障がい者の場合） <p>④工事契約書等の契約日が確認できる書類</p> <p>※以上を改修工事完了後3ヶ月以内に申告、提出してください。</p>

問合せ

見附市 税務課 TEL:0258-62-1700(内線 127・129) FAX:0258-62-7062



(5) 省エネ改修

既存住宅で、一定の省エネ改修工事を行った住宅の固定資産税が減額されます。

対象建物	<p>①平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 4 年 3 月 31 日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅（賃貸住宅は除く）</p> <p>※併用住宅の場合は、居住部分のみが対象</p> <p>※専用住宅（母屋）と附属家が一構関係の場合で改修工事を行った場合は、その専用住宅と附属家すべてが対象</p> <p>※一度減額された住宅は、再度の減額対象となりません。</p> <p>※新築住宅軽減、耐震改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。</p>
対象要件	<p>①専用住宅（賃貸住宅は除く）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の 2 分の 1 以上のもの）</p> <p>②改修工事に要した費用の額が、国または地方公共団体からの補助金等を除いて 1 戸当たり 50 万円を超えるもの（ただし、平成 25 年 3 月 31 日までに改修工事の契約がされている場合は、30 万円以上のもの）</p> <p>③窓の断熱性を高める改修工事であること</p> <p>④窓の断熱性を高める改修工事とあわせて行う以下の改修工事についても対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天井等の断熱性を高める改修工事 ・壁の断熱性を高める改修工事 ・床等の断熱性を高める改修工事 <p>⑤平成 30 年 4 月 1 日以降の工事完了の場合は改修後の住宅床面積が 50 m² 以上 280 m² 以下のもの（ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降の工事完了の場合は改修後の住宅床面積が 50 m² 以上のもの）</p>
減額内容	<p>省エネ改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（1 戸当たり床面積が 120 m² を超える場合は、120 m² 相当分まで）について、3 分の 1 を減額</p> <p>※バリアフリー改修軽減との併用可能（この場合はそれぞれ税額の 3 分の 1 を減額、あわせて 3 分の 2 を減額）</p>
軽減期間	工事完了の翌年度から 1 年間
提出書類	<p>①熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書</p> <p>②建築士、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関が発行する「増改築等工事証明書」</p> <p>③工事契約書等の契約日が確認できる書類</p> <p>※以上を改修工事完了後 3 ヶ月以内に申告、提出してください。</p>

問合せ

見附市 税務課 TEL:0258-62-1700(内線 127・129) FAX:0258-62-7062



(6)長期優良住宅化改修

耐震改修工事や、一定の省エネ改修工事を行い、長期優良住宅に認定された住宅は、固定資産税が減額されます。

●耐震改修工事を行った場合

対象建物	<p>①昭和57年1月1日以前から所在する住宅</p> <p>②改修工事をしたことで長期優良住宅に認定されること</p> <p>※併用住宅の場合は、居住部分のみが対象</p> <p>※母屋（専用住宅）とその附属家が別棟の場合で、そのいずれか（昭和57年1月1日以前建築）について耐震改修を行った結果、残りの家屋も含めて耐震改修適合住宅になる場合は、母屋（専用住宅）とその附属家すべてが対象</p> <p>※一度減額された住宅は、再度の減額対象となりません。</p> <p>※新築住宅軽減、バリアフリー改修軽減、省エネ改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。</p>
対象要件	<p>①専用住宅（アパート含む）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の2分の1以上のもの）</p> <p>②現行の耐震基準に適合する耐震改修であること</p> <p>③耐震改修に要した費用の額が1戸当たり50万円を超えるもの</p> <p>④改修後の住宅床面積が50㎡以上280㎡以下のもの</p>
減額内容	耐震改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（1戸当たり床面積が120㎡を超える場合は、120㎡相当分まで）の3分の2を減額
軽減期間	H29.4.1～R4.3.31までの間に耐震改修が完了 工事完了の翌年度から1年間
提出書類	<p>① 特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書</p> <p>② 工事契約書等の契約日が確認できる書類</p> <p>③ 次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築士、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関が発行する「増改築等工事証明書」・ 登録住宅性能評価機関が発行する「住宅性能評価書」および改修工事に係る明細書（工事の内容及び費用の確認ができるもの）、領収書（工事費用を支払ったことを確認できるもの） <p>④長期優良住宅認定通知書の写し</p> <p>※以上を改修工事完了後3ヶ月以内に申告、提出してください。</p>



●省エネ改修工事を行った場合

対象建物	<p>①平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅で、平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅（賃貸住宅は除く）</p> <p>②改修工事をしたことで長期優良住宅に認定されること</p> <p>※併用住宅の場合は、居住部分のみが対象</p> <p>※専用住宅（母屋）と附属家が一構関係の場合で改修工事を行った場合は、その専用住宅と附属家すべてが対象</p> <p>※一度減額された住宅は、再度の減額対象となりません。</p> <p>※新築住宅軽減、耐震改修軽減、バリアフリー改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。</p>
対象要件	<p>①専用住宅（賃貸住宅は除く）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の 2 分の 1 以上のもの）</p> <p>②改修工事に要した費用の額が、国または地方公共団体からの補助金等を除いて 1 戸当たり 50 万円を超えるもの</p> <p>③窓の断熱性を高める改修工事であること</p> <p>④窓の断熱性を高める改修工事とあわせて行う以下の改修工事についても対象</p> <ul style="list-style-type: none">・天井等の断熱性を高める改修工事・壁の断熱性を高める改修工事・床等の断熱性を高める改修工事 <p>⑤改修後の住宅床面積が 50 m²以上 280 m²以下のもの</p>
減額内容	省エネ改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（1 戸当たり床面積が 120 m ² を超える場合は、120 m ² 相当分まで）について、3 分の 2 を減額
軽減期間	工事完了の翌年度から 1 年間
提出書類	<p>①特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書</p> <p>②建築士、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関が発行する「増改築等工事証明書」</p> <p>③工事契約書等の契約日が確認できる書類</p> <p>④長期優良住宅認定通知書の写し</p> <p>※以上を改修工事完了後 3 ヶ月以内に申告、提出してください。</p>

問合せ

見附市 税務課 TEL:0258-62-1700(内線 127・129) FAX:0258-62-7062



19. 不動産取得税の控除

不動産取得税(県税)は、不動産を取得したときに課税される税金です。一定の要件を満たす住宅を取得した場合に、住宅の価格から一定額が控除されます。

価格とは、実際の売買価格や建築価格とは異なり、固定資産の評価の方法を定めた国の固定資産評価基準に基づき算定した再建築費(価格)が、課税標準となる不動産の価格になります。新築・増築・改築時点の価格となるため、固定資産税のような経年減点補正等の適用はありません。

(1) 不動産取得税が軽減される住宅(特例適用住宅)

対象住宅	<p>以下のいずれか</p> <p>【新築家屋】 住宅用家屋の合計面積が 50 m²～240 m²であること</p> <p>【増築家屋】 既存住宅も含めた住宅用家屋の合計面積が 50 m²～240 m²であること</p> <p>【新築共同住宅で貸家の場合】 専有住宅面積に共有部分を按分し加算した後の 1 区画の住宅床面積が 40 m²～240 m²であること</p> <p>※車庫・物置等の附属建物がある場合は、これらを含めた面積です。</p>
軽減内容	<p>住宅 1 戸につき、家屋の価格から最大 1,200 万円を控除します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">$\text{不動産取得税額} = (\text{価格} - \text{控除額}) \times \text{税率 (住宅用は 3\%)}$</p> <p>※価格が 1,200 万円に満たない場合は課税されません。</p>

(2) 不動産取得税が軽減される住宅(認定長期優良住宅)

対象住宅	<p>令和 4 年 3 月 31 日までに取得する認定長期優良住宅であり、以下のいずれか</p> <p>【新築家屋】 住宅用家屋の合計面積が 50 m²～240 m²であること</p> <p>【増築家屋】 既存住宅も含めた住宅用家屋の合計面積が 50 m²～240 m²であること</p> <p>【新築共同住宅で貸家の場合】 専有住宅面積に共有部分を按分し加算した後の 1 区画の住宅床面積が 40 m²～240 m²であること</p> <p>※車庫・物置等の附属建物がある場合は、これらを含めた面積です。</p> <p>※認定長期優良住宅とは、国土交通省告示で定められている基準を満たす住宅のことです。</p>
軽減内容	<p>住宅 1 戸につき、家屋の価格から最大 1,300 万円を控除します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">$\text{不動産取得税額} = (\text{価格} - \text{控除額}) \times \text{税率 (住宅用は 3\%)}$</p> <p>※価格が 1,300 万円に満たない場合は課税されません。</p>

問合せ

長岡地域振興局 県税部 課税課 TEL:0258-38-2504 FAX:0258-38-2670



20. 住民税の控除

(1) 住宅借入金等特別税額控除

(平成21年から令和3年までに入居の人)

○対象となる住宅

平成21年1月1日から令和3年12月31日までに入居し、確定申告または年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除（認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例及び認定低炭素住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を含む）を受けた人について、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の個人住民税（所得割）から控除します。

居住の用に供した日	控除限度額
平成21年1月1日から平成26年3月31日まで	97,500円
平成26年4月1日から令和3年12月31日まで	136,500円 ※

※住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%の場合に限ります。

○控除を受けるための手続き

この控除に係る申告は不要です。

問合せ

見附市 税務課 TEL:0258-62-1700(内線 121・122・123・130)



21. 所得税の控除

(1)(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(住宅ローン減税)

○対象となる住宅

住宅ローン等を利用し、マイホームの新築、取得又は増改築等をして居住の用に供した場合、一定の要件に当てはまれば所得税の税額控除が受けられます。

住宅借入金等特別控除	対象者	平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までに入居した人、又は平成 23 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までに入居した人 ※平成 21・22 年中に入居した場合は控除期間が令和元年以前に終了しています。	
	控除期間	家屋を居住の用に供した日	控除期間
		平成 19 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日	15 年
		平成 23 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	10 年
		平成 26 年 1 月 1 日～令和元年 9 月 30 日	10 年 ※1
令和元年 10 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日	13 年 ※2		
※1 平成 26 年 1 月以降でも経過措置により 5%の消費税率が適用される場合や消費税が非課税とされている中古住宅の個人間売買などは平成 25 年 12 月までの措置を適用			
※2 消費税率 10%が適用されない住宅を取得した場合は 10 年間			
認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例	対象者	平成21年6月4日から令和4年12月31日までに入居した人	
	控除期間	10年間 ※但し令和元年10月1日～令和4年12月31日までの間に入居し消費税率10%が適用される住宅を取得した場合は13年間	
認定低炭素住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例	対象者	平成24年12月4日から令和4年12月31日までに入居した人	
	控除期間	10年間 ※但し令和元年10月1日～令和4年12月31日までの間に入居し消費税率10%が適用される住宅を取得した場合は13年間	
バリアフリー改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の特例	対象者	平成 19 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに入居した人	
	控除期間	5 年間	
省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の特例	対象者	平成 20 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに入居した人	
	控除期間	5 年間	
多世帯同居改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の特例	対象者	平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに入居した人	
	控除期間	5 年間	

※この表は、令和2年分以降の確定申告において適用が受けられるもののみを掲載しています。



○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、確定申告をしてください。

※給与所得者は、控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除が受けられます。

○その他

- ①この控除を受けるには、一定の要件があります。
- ②合計所得金額が 3,000 万円を超える年分は、この控除を受けられません。
- ③入居した年及びその年の前後 2 年以内に譲渡所得の課税の特例（居住用財産の譲渡所得の特別控除など）を受けている場合、この控除は受けられません。
- ④「住宅特定改修特別税額控除」又は「認定住宅新築等特別税額控除」を受ける場合この控除は受けられません。

○住宅ローン減税の延長措置（令和 3 年度税制改正）

- ①現行の控除期間 13 年の措置について、契約期限（注文住宅は令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月、分譲住宅等は令和 2 年 12 月～令和 3 年 11 月）と入居期限（令和 3 年 1 月～令和 4 年 12 月）を満たす人に適用されます。
- ②控除期間 13 年の措置の延長分については、床面積要件を 40 m²以上に緩和します。ただし、合計所得金額が 1,000 万円以下の人に限定します。
- ③床面積要件が 50 m²以上の場合は、所得要件等について変更はありません。

(2) 住宅耐震改修特別控除

○対象となる住宅

平成 18 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに、自己の居住の用に供する家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築した住宅で現行の耐震基準に適合しないものに限り。）の住宅耐震改修を行った場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、確定申告をしてください。

(3) 住宅特定改修特別税額控除

○対象となる住宅

平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までにマイホームを、①特定個人※が一定のバリアフリー改修工事や、②個人が一定の省エネ改修工事又は、③個人が多世帯同居改修工事等をして居住の用に供した場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。



※特定個人：(a)～(d)のいずれかに当てはまる人

- (a) 50歳以上の人
- (b) 介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受けている人
- (c) 所得税法上の障害者である人
- (d) (b)もしくは(c)に当てはまる人又は65歳以上の親族と同居している人

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、確定申告をしてください。

○その他

- ①この控除を受けるには「工事費が50万円を超えること」など一定の要件があります。
- ②合計所得金額が3,000万円を超える年分は、この控除を受けられません。
- ③前年以前3年分の所得税においてこの控除を適用した場合、この控除は受けられません。
- ④「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」を受ける場合、この控除は受けられません。

(4)認定住宅新築等特別税額控除

○対象となる住宅

平成21年6月4日から令和3年12月31日までに、認定長期優良住宅を新築又は新築で購入して居住の用に供した場合、又は、平成26年4月1日から令和3年12月31日までに認定低炭素住宅を新築又は新築で購入して居住の用に供した場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、確定申告をしてください。

○その他

- ①この控除を受けるには、一定の要件があります。
- ②入居した年の合計所得金額が3,000万円を超える場合、この控除は受けられません。
- ③入居した年及びその年の前後2年以内に譲渡所得の課税の特例（居住用財産の譲渡所得の特別控除など）の適用を受ける場合、この控除は受けられません。
- ④「住宅借入金等特別控除」を受ける場合、この控除は受けられません。

問合せ

三条税務署 TEL:(代表)0256-32-6211(自動音声案内)